

議案第二十四号

特別区競馬組合規約の変更について

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山

田

宏

特別区競馬組合規約の変更について

特別区競馬組合規約（昭和二十五年十月六日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり変更する。

記

（提案理由）

特別区競馬組合規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定に基づき、議決を経る必要がある。

別紙

特別区競馬組合格約の一部を変更する規約

特別区競馬組合格約（昭和二十五年十月六日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第十条及び第十一条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

第十三条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十四条中「のうちから一人、財務管理又は事業の経営管理」を「及び財務管理又は事業の経営管理」に改め、「のうちから二人」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

（監査委員に関する経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者のうちから選出されている監査委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

特別区競馬組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

資 料

新 規 約	旧 規 約
<p>(執行機関の組織)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第一項に定めるほか、必要な職員を置き、その定数は条例で定める。</p> <p>(執行機関の選任)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第四項に定める職員は、管理者が任免する。</p> <p>(監査委員の設置、定数及び任期)</p> <p>第十三条 この組合に、監査委員二人を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(監査委員の選任)</p>	<p>(執行機関の組織)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第一項に定めるほか、必要な吏員その他の職員を置き、その定数は条例で定める。</p> <p>(執行機関の選任)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第四項に定める吏員その他の職員は、管理者が任免する。</p> <p>(監査委員の設置、定数及び任期)</p> <p>第十三条 この組合に、監査委員三人を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(監査委員の選任)</p>

第十四条 監査委員は、組合議会議員及び財務管理又は事業の経営管理に
ついて専門の知識又は経験を有する者
を管理者が組合議会の同意を得
て選任する。

第十四条 監査委員は、組合議会議員のうち
から一人、財務管理又は事業の経営管理に
ついて専門の知識又は経験を有する者のう
ちから二人を管理者が組合議会の同意を得
て選任する。